

御連絡

2024年10月22日

大阪市北区西天満4-6-18アクセスビル5階

弁護士法人 大阪芙蓉法律事務所

学校法人京都仏眼教育学園 京都仏眼鍼灸理療専門学校代理人

弁護士 幸田勝利 先生

弁護士 大黒光大 先生

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク

理事長 野々山 宏（弁護士）

〒604-0847 京都府京都市中京区烏丸通二条下ル

秋野々町529番地ヒロセビル4階

電話 075-211-5920 FAX 075-746-5207

（担当）事務局長 増田朋記（弁護士）

貴職からいただいた令和6年8月21日付回答書（以下、「回答書」といいます）につき、以下のとおりご連絡いたします。

1. 入学金の内訳の開示及び根拠資料の提出の要請

回答書によると、学校法人京都仏眼教育学園京都仏眼鍼灸理療専門学校（以下、「貴校」といいます）の入学金は、入学し得る地位の対価、可能な限り学生の入学を担保する意味合い、入学手続に要する経費等の回収をする必要があるために徴収しているとのことでした。

しかし、入学し得る地位の対価、可能な限り学生の入学を担保するための費用については、その内容及び金額、徴収根拠、内訳が明らかではなく、また、入学手続に要する経費の内容及び内訳も不明です。

当法人は、貴校に対して、令和6年5月17日付で、消費者契約法第12条の4に基づく要請書（損害賠償の額を予定する条項等に関する説明の要請）を行いました。未だ十分な回答が得られていません。

当法人としては、入学辞退者に対して返還しない入学金の金額が、消費者契約法第9条第1項第1号の「平均的な損害の額」を超えるか否かを検討する上で、貴校の保有する資料や貴校固有の事情に基づいた算定根拠の説明を踏まえた上で精査する必要があることから、改めて貴校の入学金の内訳の開示及び根拠資料の提出を要請いたします。

2. 返金対応について

回答書によると、貴校は、入学金不返還条項について内容を変更し、入学手続完了後の入学辞退者には、納入された入学金のうち40万円を超える部分については返還し、その旨を周知するとのことです。

上記の対応は、過去に入学手続を完了し、入学辞退した者についても適用されるのでしょうか。されるとすれば、どこまで過去に遡りご対応されるかを具体的にご回答ください。

3. 対応の時期、期限につきまして

回答書によると、貴校は、入学金の金額を変更する場合は、貴校の理事会、評議会の決議を経た上で、少なくとも半年以上前には主務官庁である京都府庁に認可申請をする必要があります。また、既に現行の入学金を支払って入学している在学学生ないし卒業生との不均衡が生じるため、それらの者への手当を検討する必要があること等から、「早くても数年単位の期間を要します」とのことです。

しかし、入学金の変更手続きに数年の期間を要するとは考え難いことから（主務官庁の認可申請の期間を加味しても、1年程度での対応は可能と考えます）、具体的に、いつを期限として入学金の変更手続きを行うかについてご回答ください。

以上の質問についての回答を踏まえ、当法人は、貴校に対する、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起するか否かを検討いたします。

については、本書面に対する貴校の回答を、本書到達後1か月以内に、書面をもって当NPO法人宛てに連絡下さい。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

以上